

期末監事監査報告書(案)

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター
理事長 鬼丸 昌也 殿

2024年 6月 4日

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター

監事 森 玲子



監事 池田 未樹



私たちは、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人国際協力 NGO センターの 2023 年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の業務及び会計の状況について期末監事監査を実施いたしました。

業務監査については、事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務の妥当性を検証しました。

会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、会計処理における現状、正確性を検証しました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては、法令及び定款に違反する重大な事実は現時点ではないものと認められました。

ただし、以下の各項目について、改善及び更なる検討が必要と判断し監事の意見を表明します。

【業務-監査意見】

・経理問題に対する取り組み状況を「弊団体不祥事に関する第三者調査委員会報告書を受けた再発防止策の進捗状況」により報告を受け、経理問題にとどまらず、組織全体の健全化に向けて取り組まれていることを確認した。引き続き、各種規程との整合性等にも留意してすすめていただきたい。

・前回期末監査の指摘事項について、改善がみられた。例えば、「役員との取引」を予め理事会に諮るなどの対応がされている。引き続き、役員との取引・利益相反等に注意を払いながら運営していただきたい。

・前回中間監査の監事意見に対して、理事会等の議題として取り上げられていることを確認した。引き続き、各機関の機能や役割に基づく運営を続けていただきたい。

・理事会等が、定款の定めに基づいて開催されていることを確認した。特に、常任理事会においては、事業・組織運営の両面において踏み込んだ議論がされており、重要な役割を担っている

ことがうかがえた。一方で、多層的な会議や機関と併せて規程類等によるルールが複雑に絡み合ってしまう、最終確認や意思決定の場が、曖昧になることが懸念される。今後は、組織規模に応じた改編等も視野に入れながらの改革を期待したい。

・謝礼の支払金額に根拠・基準がない。2023 年度は、同様の役務に対して、外部者に対する謝礼より、役員への謝礼の額が大きいケースもみられた。基準を設ける、またはその都度根拠を明らかにして決定することが重要である。

・事業報告書について、定款の「事業の種類」と、「事業報告書」の事業名、「活動計算書」の事業収益における記載、「注記」における事業名、そして総会資料等における「事業報告書案」の事業名が全て異なっている。また、年度によって異なる分類や、事業とそれ以外(会員管理等)が混同され全て「事業」として扱われている書類もみられた。NPO 法人にとって、市民や外部にわかりやすい事業報告書等の作成は重要である。今後の改善に期待したい。

【会計-監査意見】

・在宅業務や会計入力の外注などの様々な理由から、オンラインツールを含めて多種多様なツールを駆使しながら業務が行われている。しかし、逆にツールが増えすぎることによって、かえって確認やチェックが煩雑になったり、時間が多く取られているようだ。

・外部の有識者を含め、様々な方が関わっているため、「誰かが確認しているだろう」という思い込みからチェックが漏れている箇所があった。特に期末残高については複数の目で確認を行うこと。

・紙の証憑の原本が回収されていないケースが散見された。オリジナルがデータであればデータ保存、紙であれば紙保存が原則である。(一定の保存要件を満たしている場合には紙をデータで保存することも可能です)。オンラインの管理ツールを使用しているため PDF で管理することは問題ないが、原本保存が必要なものは必ず回収すること。

・取引の目的に応じた勘定科目(イベント費)が使用されているが、取引の目的に応じた勘定科目の分類ではなく、「会場費」「広告宣伝費」のように取引の形態に応じて勘定科目を表示すること。

・震災サービスとのボランティア保険に係る取引は、他の預り金(社会保険や源泉所得税)のように一定のサイクルで精算されず、その金額の根拠を確認することに時間がかかるため、チェックの目が向きにくいという現状がある。よって、期末には必ず複数人でその金額が正しいかどうか確認を行うこと。

・未払金には費用の計上と計上済項目の他勘定振替の 2 種類が同じ伝票に入力されている箇所や、諸口を多数使用する箇所があった。。摘要欄にその両方の取引内容を記載するか、それぞれ別の伝票に入力するなどして、誰がチェックしても見やすい総勘定元帳を作成すること。

・財産目録には勘定科目の内訳として表現が不十分であったり、なぜ貸借対照表の勘定科目が未払金の内訳になるのか誤解を招く箇所があった。決算書は外部への報告書のため、誰が読んでもその内容が分かるように分かりやすく記載すること。

・役員報酬に関して、理事会での決議と、その他の書類等に齟齬が見られ、監査の際に理事会決議に基づいた修正を求めたところである。NPO 法上の役員報酬については複雑な状況にあり、特に NPO 法、NPO 法人会計基準(会計処理)、税務等により取り扱いや考え方が異なる。JANIC は、各分野の外部専門家とのつながりがあり、それぞれに助言を求める機会も多いが、最終的な検討・判断が法人内でできることが望ましい。

以上